

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の 一部改正について

1 趣旨

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）」（以下「国基準」という。）の一部改正に伴い、関係条例の整備を図るため、「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」（以下「本市条例」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要（条例改正案については別紙のとおり）

支給認定した保護者（以下「支給認定保護者」という。）の支給認定内容について、事業者は、従来、支給認定証で確認するとされていたところ、同内容が記された通知でも確認できるよう「国基準」が改められました。

この「国基準」の改正に合わせて、「本市条例」を同様の内容とします。

3 施行期日

条例公布日をもって、施行の日とします。

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

現行	改正案
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p>

<参考>

- ・本市における事業者による支給認定内容の確認方法

改正前		改正後	
支給認定保護者	事業者	支給認定保護者	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定決定通知書 ・支給認定証 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定証 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定決定通知書 ・支給認定証 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>支給認定決定通知書</u> 又は ・支給認定証

- ・特定教育・保育施設
保育所、認定こども園及び幼稚園（私学助成を除く）
- ・特定地域型保育事業
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業